

# 令和3年度高知市子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）申請書

高知市長 様

(申請時点の住民票所在地市区町村)

## ■下記の誓約・同意事項①～⑦に誓約及び同意の上、申請します。

- 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- 他の市区町村から、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けていません。
- 令和3年度高知市子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）（以下「給付金」という。）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料の提供を他の行政機関等に求め、又は提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市長が支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、この申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の受給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合又は令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を速やかに返還します。

市受付印

記入日 令和 年 月 日

## 1 申請者

離婚された方

(フリガナ) 氏名	生年月日	電話	DV避難者の場合は☐	(フリガナ) 元配偶者の氏名	元配偶者の生年月日
	昭・平 年 月 日		<input type="checkbox"/>		昭・平 年 月 日
現住所（住民票所在地）			旧住所 (対象児童が令和3年9月分の児童手当の対象児童である場合は令和3年8月31日時点の住民票所在地、その他の場合は令和3年9月30日時点の住民票所在地)		

## 2 対象児童(申請時点で養育している児童)

No.	(フリガナ) 氏名	生年月日	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれた児童(高校生)に○を記入	住所(別居の場合のみ記入)
1		平・令 年 月 日		
2		平・令 年 月 日		
3		平・令 年 月 日		
4		平・令 年 月 日		

## 3 確認事項

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を既に受給した者から、当該給付相当額を受け取っているか、又は給付相当額が受給者によって上記2の対象児童のために使われているか、を確認します。

以下のいずれか該当する欄にチェック(☑)してください。

- (1) 給付相当額を受け取っておらず、対象児童のために使われたことも承知していない。
- (2) 給付相当額の一部又は全部を受け取っている、又は対象児童のために使われている。

→ 受け取った額・対象児童のために使われた額をわかる範囲で記入してください。

総額	円
----	---

## 4 申請額・請求額

①対象児童数(上記2の人数)	人
②控除額(上記3の(2)で記入した額) ※上記3の(1)にチェックした場合は記入不要	円
③申請額・請求額(=①×10万円-②)	円

※例えば、①対象児童数が2人、②控除額が5万円の場合は、③は15万円となる(=2人×10万円-5万円)

## 5 受取方法

【受取口座記入欄】※原則、申請・請求者名義に限ります。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義 (フリガナのみ)
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1 普通 2 当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入してください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【金融機関口座がない方のみ】窓口での受取を希望する場合は、右のチェック欄(☐)に『レ』点を記入してください。 チェック欄

(裏面もご確認ください。)

**6 添付書類 ※不足がある場合は、給付金が支給できない可能性がありますので、ご注意ください。**

必須

- ① 申請者の本人確認書類の写し（例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証等）  
※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。  
※ 個人番号通知カード（紙製のもの）は、本申請では本人確認書類として使用できませんので、ご注意ください。
- ② 申請者名義の受取口座を確認できる書類の写し（例：通帳、キャッシュカード）  
※ 必ず金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義（カナ）がはっきりと確認できるコピーを同封してください。  
※ インターネットバンキングを利用して、キャッシュカードをお持ちでない方は、画面の写しを同封してください。

該当する  
場合  
のみ

- ③ 児童が高校生等である場合（児童手当の対象とならない場合）  
⇒ 令和4年2月28日までに離婚したことがわかる書類（例：離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本等）又は令和4年2月28日時点で離婚協議中であることがわかる書類（公的機関から発行された書類又は弁護士等、第三者により作成された書類）  
※ ただし、高知市で児童扶養手当の認定を受けている方は不要です。
- ④ 児童が中学生以下で、かつ申請者が公務員の場合や、令和4年3月分の児童手当（本則給付）認定市町村から転居した場合  
⇒ 児童手当受給者であることが確認できる書類（例：支払通知書、認定通知書の写し等）
- ⑤ 別居する児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合  
⇒ 対象児童を養育している旨の申出書（監護・生計同一関係申立書）  
※ 子育て給付課ホームページに掲載していますので、印刷してご利用いただくか、子育て世帯特別給付金担当（電話088-821-6515）へお問い合わせください。

※①と②は必須です。③～⑤に該当する場合は、それぞれ追加書類のご提出をお願いします。

※上記のほか、追加書類が必要となる場合があります。

申請受付後、審査の段階で追加提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。